

徳島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百六十二条第三項の規定により、美馬市選挙管理委員会から、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として次のとおり指定した旨の報告があつた。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

施設の名称	所在地
穴吹農村環境改善センター 一階 多目的ホール	美馬市穴吹町穴吹字安成七三番地